

概要版

第四次

坂出市地域福祉計画

お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち 坂出
～みんなで助け合うあたたかい地域共生社会の実現をめざして～



2025 年 3 月
坂出市



計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

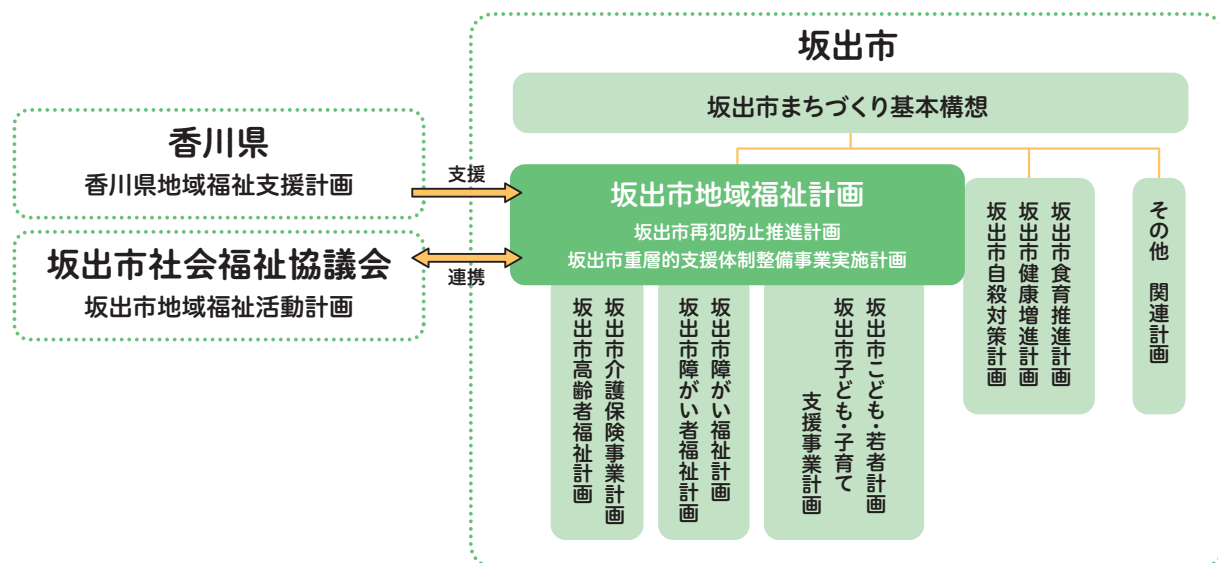
近年は、少子高齢化と人口減少が急速に進み、世帯構造や社会的価値観の変化に加え、人と人とのつながりの希薄化などにより、地域における福祉ニーズは多様化・複雑化し、従来の制度では十分に対応しきれない複合的に絡み合った生活課題を抱える人も増えています。こうした中、制度の狭間を無くし、抜けや漏れのない支援を行うために、関係部署や関係機関等による情報共有や連携を広げる必要があります。

本市における課題を再度整理し、地域における「新たな支え合い」の仕組みを構築することを目的として、「第四次坂出市地域福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定することとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、「坂出市まちづくり基本構想」に即した福祉分野の計画で、福祉分野の個別計画（「①高齢者福祉計画、介護保険事業計画」「②障がい者福祉計画、障がい福祉計画」「③こども・若者計画、子ども・子育て支援事業計画」）の理念や施策などを総合化、補完するものです。

本計画では、再犯防止推進計画・重層的支援体制整備事業実施計画を包含し、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョンを明らかにするとともに、地域福祉推進の中心的担い手となる坂出市社会福祉協議会が主となり作成する「地域福祉活動計画」と相互に連携を取り、本市の地域福祉を推進していきます。



3 計画の期間

第四次計画の計画期間は、令和 7 年度を初年度とし、目標年次を令和 12 年度とする概ね 6 カ年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12
計画期間	第三次計画期間											
			※一部 見直し			見直し 期間	第四次計画期間					

※法改正により一部見直し

基本理念

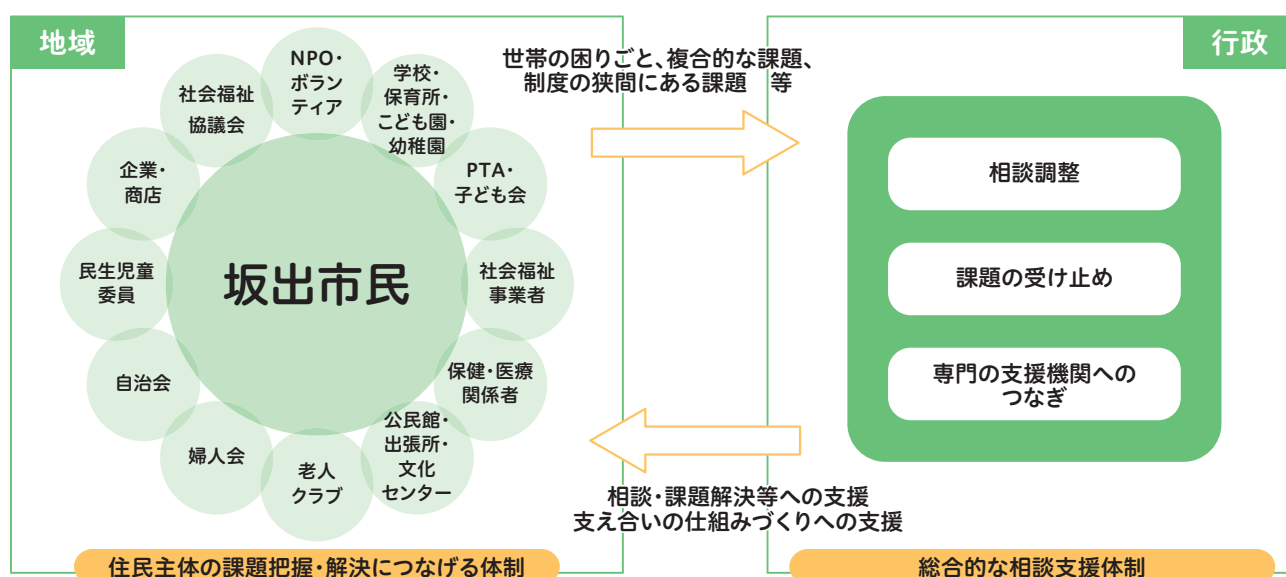
お互いに、支え合い、 ふれあいのあるまち 坂出

～みんなで助け合うあたたかい地域共生社会の実現をめざして～

本市では、住民がお互いに支え合い、助け合う心を持ち、豊かな絆を育めるよう、「お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち 坂出」を基本理念とし、子どもから高齢者まですべての人びとが支え合い・助け合えるまちづくりを進めていきます。

また、「地域共生社会」とは、すべての地域住民が役割を持って、地域の課題解決に主体的に取り組む社会です。そのためには地域住民や地域の多様な主体が、「地域福祉」の考え方に沿って、自らにできることを考え、暮らし続けたい地域の将来像やそのための方法について、地域の中で話し合い、共通の目標に向かって連携することが必要です。

こうしたことから、基本理念のサブタイトルを「～みんなで助け合うあたたかい地域共生社会の実現をめざして～」とし、包括的にお互いに支え合うまちづくりをめざします。



施策の体系

基本理念

お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち 坂出
～みんなで助け合うあたたかい地域共生社会の実現をめざして～

基本目標

1
支え合いともに
生きる地域づくり

2
支援が必要な人を
支える体制づくり

3
誰もが安全・安心に
暮らせる環境づくり

基本施策

施策1

住民同士の
つながりと交流の促進

施策2

人材と組織を
育成する体制整備

施策3

連携・協働
による福祉の推進

施策4

地域生活と
社会参加の支援

施策5

包括的な
支援体制の構築

施策6

権利擁護の推進

施策7

再犯防止に
向けた体制づくり

施策8

ユニバーサル
デザインのまちづくり

主な取組

- ①見守り・訪問活動の促進
- ②地域における居場所づくりの促進
- ③認め合い支え合う世代間交流の促進

- ①地域福祉団体等の加入促進に向けた取組の充実
- ②温かい感性を育てる講座・体験学習等の充実
- ③地域ボランティアの交流促進・育成支援

- ①地域福祉に関するイベント等の開催や啓発
- ②地域福祉に関する情報発信・情報共有の強化
(広報誌、ウェブサイト、SNSなど)
- ③地域福祉関係団体との連携による体制整備

- ①自立した生活の支援
- ②健康づくりの推進と社会参加
- ③医療・介護・福祉の連携による包括的な
サービスの提供

- 坂出市重層的支援体制整備事業実施計画
- ①あらゆる相談に対応できる相談体制の構築
- ②切れ目のない協働支援体制の充実

- ①権利擁護に関する地域連携の強化

- 坂出市再犯防止推進計画
- ①再犯防止に向けた体制づくり

- ①災害を想定した体制整備
- ②地域福祉に配慮した公共交通の充実
- ③「働くまち」と「住むまち」が両立できる
「みんなの“ココチよさ”がかなうまち」の実現

計画の推進

1 支え合いともに生きる地域づくり

～誰もが孤立することなく地域の一員として、支え合い暮らせるまちをめざします～

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが楽しみや生きがいを持ち、自由に集まり交流をすることで、互いを認め思いやる心を育て、支え合い、ともに生きる地域づくりを推進します。

■ 施策1 住民同士のつながりと交流の促進

住民同士のつながりと交流を促進するため、地域住民が互いに見守り、支え合う「見守り・訪問活動」を推進し、世代や多様な人びとが集える「居場所づくり」を進めていきます。そして、異なる世代間での交流を深めることで、お互いを認め合い、支え合う温かい地域社会を実現します。



■ 施策2 人材と組織を育成する体制整備

人材と組織を育成する体制整備のため、地域福祉団体への加入促進を図り、地域福祉活動への参加を促します。同時に、温かい心と地域貢献の意識を育むための講座や体験学習の機会を充実させ、地域ボランティアの育成と活動を支援します。これらを通じて、地域福祉を担う人材を育成し、地域社会の活性化に貢献します。



■ 施策3 連携・協働による福祉の推進

連携・協働による福祉の推進のため、地域福祉に関するイベントや啓発活動を通じて、住民の意識を高め、重層的支援体制整備事業の一つとして、多様な主体が参画できる環境を整備します。また、情報発信を強化し、関係機関との連携を深めることで、地域全体で福祉課題解決に取り組む体制を構築します。これらによって、より効果的で持続可能な地域福祉を実現します。



支援が必要な人を支える体制づくり

～一人ひとりに優しい福祉サービスの提供をめざします～

誰もがニーズにあった福祉サービスや多様な情報提供を受けることによって、自らの選択のもとに自己表現を果たし、自立した暮らしが実現できる体制づくりを推進します。

施策4 地域生活と社会参加の支援

支援が必要な人が、地域社会の一員として生きがいのある生活を送れるよう、自立した生活を支援し、健康づくりを推進するとともに、医療・介護・福祉の連携を強化し、包括的なサービスを提供します。

これにより、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。



施策5 包括的な支援体制の構築

坂出市重層的支援体制整備事業実施計画

これまでの社会保障制度は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮など分野・属性別に制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。しかし、近年は、一つの世帯に複数の課題が存在しているために、各分野別の制度では対応しきれないケース（8050 問題・ひきこもり・介護と育児のダブルケア・ヤングケアラーなど）が発生しており、必要な支援が十分に届いていない現状があります。

本市では、重層的支援体制整備事業に取り組むことで、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題等を有する人及びその世帯に対して、支援関係機関等との連携を強化し、地域社会に参加しながら暮らし続けていけるよう、切れ目のない包括的な支援体制を実現します。



施策6 権利擁護の推進

権利擁護とは、支援が必要な高齢者や障がいのある人など、自己の意思表示が困難な人の権利を擁護し、自立した生活を支援するものです。地域における権利擁護の推進のためには、行政、医療、福祉、司法など様々な関係機関が連携し、本人の気持ちを大切に、生活や財産を守る、契約を代わりに行うなど、法的な支援を行い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。



様々な人が心地よく過ごせる居場所づくり、ユニバーサルデザインのまちづくりを進め、安全で、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

施策7 再犯防止に向けた体制づくり

坂出市再犯防止推進計画

再犯防止は、安全で安心な社会を実現するために不可欠な取り組みです。本計画では、地域社会における就労支援や住居確保等を支援するにあたり、様々な関係機関との連携を強化することで、より効果的な再犯防止への取組をめざします。再犯防止は、本人のみならず、社会全体で取り組むべき課題であり、犯罪や非行のない明るい社会をめざすとともに、必要な支援を行えるよう関係機関と連携を図ります。



施策8 ユニバーサルデザインのまちづくり

地域には幅広い年代の人や、さまざまな属性の人が暮らしています。誰もが安心して暮らせるまちをめざし、①災害時にも安全に避難できる体制整備、②高齢者や障がいのある人も利用しやすい公共交通の充実、③仕事と生活が両立できる住みやすいまちづくりを進めます。これらの取組を通じて、多様な人が共生できる、より豊かなまちを実現します。





第四次

坂出市地域福祉計画

概要版

発行:坂出市ふくし課

住所:〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

電話:0877-44-5007